

刑 事 訴 訟 法 (50 点)

司法警察員である警察官Pは、窃盗事件の犯人としてXを特定し、令状に基づいて、その居宅を含め関係先の捜索を行ったが、被害品（「甲」）の所在が判明しなかった。Pは、甲の手がかりを得るべく、X宅の捜索のための令状を再度請求したものの、必要性なしとして却下された。そこでPは、X宅の無施錠の窓からX宅内に立ち入ってその天井裏を点検し、そこから、トランクルーム「乙」に甲を保管したとの記載のあるメモを発見した。Pはこのメモを、事件の他の証拠品とあわせて、先行する捜査で既に押収されていたように装って保管するとともに、後日、同メモを疎明資料として、捜索すべき場所を乙、差し押さえるべき物を甲とする捜索差押許可状を請求し、その発付を受けて乙について捜索した。この捜索により、Pは甲を発見してこれを押収した。

Xが、甲を窃取した事実で起訴された場合に、当該事件の公判審理において、甲に証拠能力は認められるかについて、論じなさい。